青総文第●号

裁　　決　　書

審査請求人　●●●●
処　分　庁　青梅市長　大勢待　利　明

審査請求人が令和５年５月１６日付け（同月１９日受理）で提起した、処分庁による住民票除票の写しの不交付決定（青市市第●号。以下「本件処分」という。）にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和６年３月２６日付け青梅市行政不服審査会の答申を受けて、次のとおり裁決する。

主　　　文

本件審査請求を棄却する。

事　案　の　概　要

１　●●地方裁判所は、平成●年●月●日、審査請求人の訴訟承継人かつ破産管財人を原告、●●●●（以下「本件対象者」という。）を被告とする貸金等請求事件（同裁判所平成●年（●）第●号）において、本件対象者に対し、●●円および内金●●円に対する平成●年●月●日から支払済みまで年●％の割合による金員を同破産管財人に支払うよう命ずる判決を言い渡した（以下「本件確定判決」という。）。

２　本件確定判決にかかる債権（以下「本件債権」という。）は、審査請求人・本件対象者間の平成●年●月●日付けの金銭借用書による準消費貸借契約にもとづく貸金返還請求権であり、当該準消費貸借契約の対象となった原貸付けは、平成●年●月●日から同●年●月●日までの間のものであった。

３　審査請求人は、令和●年●月●日、●●地方裁判所の裁判所書記官から、本件確定判決を債務名義とする承継執行文を付与された。

４　●●地方裁判所●●支部は、令和●年●月●日、本件対象者を債務者

として、破産手続を開始する旨の決定をした（同支部令和●年（●）第●号。以下「本件破産手続」という。）。

5　●●地方裁判所●●支部は、令和●年●月●日、本件対象者に対し、免責を許可する決定（以下「本件免責許可決定」という。）をした。

6　審査請求人は、令和●年●月●日、本件免責許可決定を不服として、●●高等裁判所に即時抗告をした（同裁判所令和●年（●）第●号。以下「本件即時抗告」という。）。

7　●●高等裁判所は、令和●年●月●日、本件即時抗告を棄却する決定をし（以下「本件決定」という。）、本件免責許可決定は確定した。

8　審査請求人は、令和３年７月８日（同月１２日受理）、処分庁に対し、本件対象者の住民票の写しの交付の申出を行ったが、処分庁は、同月２１日、本件対象者について、住民基本台帳事務における支援措置がなされていることを理由に、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）第１２条の３第１項本文の規定により、同申出にかかる住民票の写しを交付しない旨の決定をした。

9　審査請求人は、令和３年７月２８日（同月３０日受理）、本件対象者の住民票の写しの交付にかかる住民票の写しを交付しない旨の申出の決定を不服として、審査請求（以下「別件審査請求」という。）をした。

10　審査請求人は、令和●年●月●日、●●地方裁判所●●支部に、青梅市および本件対象者を被告として、青梅市については、事実確認もせずに審査請求人をストーカー加害者と認定したこと等、本件対象者については、故意に虚偽申告（審査請求人がストーカー加害者である旨）を行ったことを理由として、それぞれ損害賠償を求める訴訟（●●地方裁判所令和●年（●）第●号。以下「本件訴訟」という。）を提起した。その際、甲●号証として、本件破産手続の開始決定および本件免責許可決定（謄本）を、甲●号証として、本件即時抗告を棄却する旨の●●高等裁判所の決定をそれぞれ提出した。

11　審査庁（青梅市長をいう。以下同じ。）は、令和４年４月５日、別件審査請求を棄却する旨の裁決をした。

12　審査請求人は、令和５年４月１０日、処分庁に対し、本件対象者について、強制執行の目的で裁判所へ提出するためとして、本件対象者の住民票の除票（市町村長が保存する消除した住民票または改製前の住民票

をいう。以下同じ。）の写しで、住民票基礎証明事項（住基法第７条第１号から第３号までおよび第６号から第８号までに掲げる事項ならびに住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１７条に掲げる事項をいう。以下同じ。）のみが記載されたものの交付を求める申出（以下「本件申出」という。）を行った。その際、同日付けの青梅市市民課宛ての通知書、本件確定判決（１頁分）、審査請求人を本件確定判決における原告の承継人とする承継執行文の写しおよび審査請求人の運転免許証の写しも併せて提出した。

13　処分庁は、令和５年４月２１日、本件申出に対し、本件対象者が本件免責許可決定を得ており、本件即時抗告も棄却されていることから、審査請求人が本件申出に添付した本件確定判決（１頁分）および承継執行文の写しによっては、審査請求人が住基法第１５条の４第３項第１号に規定する自己の権利を行使するために除票の記載事項を確認する必要がある者と認めることはできないとして、本件処分をした。

14　審査請求人は、令和５年５月１６日、本件処分を不服として、本件審査請求をし、審査庁は、同月１９日、これを受理した。

審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張の要旨

次の理由から、本件処分を取り消す、との裁決を求める。

(1) 民事執行法（昭和５４年法律第４号。以下「民執法」という。）では、強制執行は、確定判決にかかる第一審裁判所に対し、請求異議の訴えおよび執行停止の申立てを提起した後に判断されるとあり、免責許可決定の確定は、ただちに執行手続を妨げるものではなく、審査請求人はいまだ強制執行をする権利があるのであるから、除票の交付を受ける権利もある。

(2) 青梅市は、受付警察署（支援措置の実施の申出を受けた警察署をいう。以下同じ。）および当初受付市町村（最初に支援措置の実施の申出を受けた市町村長をいう。）から、審査請求人を本件対象者に対するストーカー加害者として報告を受けていることが、本件訴訟の期日において判明したが、審査請求人はストーカー行為を行っていない。

(3) 本件対象者について採られた「住民基本台帳事務における支援措置」は、受付警察署の事実誤認による間違ったものであるから、青梅市には受付警察署に事実確認を行う義務がある。

(4) 強制執行の停止のためには、審査請求人の債務名義に関する強制執行の停止の効力のある文書（民執法第３９条第１項各号。以下「執行取消文書等」という。）が必要であるが、処分庁はこれらの文書を確認していない。

(5) 審査請求人の債務名義は、準消費貸借契約にもとづいたものであるが、本件破産手続において、悪質な不法行為が確認されている。

(6) 審査請求人は、すでに経済的損害を受けており、これ以上の負担を強いるのは、公平さにも欠ける。

(7) 処分庁は、本件債務名義について、執行取消文書等がない状況で、債務名義の特権たる強制執行をする権利がないと主張しているが、強制執行の停止の効力のある文書が存在しない以上、審査請求人の債務名義の権利は失われていないため、処分庁が住基法にもとづきどのような理由で判断を下しているのかが不明である。

(8) 処分庁は、非免責債権の是非を判断する立場にないことの認識をしているにもかかわらず、本件債務名義について非免責債権の是非が問われていないのに、非免責債権を認めない判断をしていることから、事実誤認をしている。

2　処分庁の主張の要旨

次の理由から、本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(1) 本件債権は、本件破産手続開始前の原因にもとづいて生じた財産上の請求権であり、破産債権に該当し、かつ、破産法（平成１６年法律第７５号)第２５３条第１項各号の債権のいずれにも該当しないから、本件免責許可決定の確定により、その責任が消滅し、強制的実現を図ることができなくなったものである。

(2) 自らの権利を行使する目的で、第三者の除票の写しの交付を受けるためには、当該交付を受けるべき必要性と相当性が認められなければならない。本件確定判決に表示された債権については、本件免責許可決定の確定によって責任が消滅し、強制的実現を図ることができなくなったものであり、除票の写しの交付を受けた上で、自らの権利を行

使する必要性を認めることはできないから、本件処分は裁量権の範囲内のものであって、適法かつ妥当である。

(3) 民執法上、本件債権については、免責許可決定の確定が明らかでありかつ非免責債権ではないため、本件申出について、除票の写しを交付するとすれば、免責制度の理念に反する結果をもたらしかねず、破産法の趣旨にもとることになる。民事執行が実体法上の権利の実現を目的とした手続であること、免責許可決定の確定がただちに執行手続の開始を妨げる事由にならないということが、民事執行にかかる制度設計（債権者に対しては債務名義の提出を、債務者に対しては当該債務名義の反対名義の提出をそれぞれ求めるとするもの）上の帰結に過ぎず、執行の正当性を基礎づけるものではないこと、免責許可決定の効力を受ける債権は訴求可能性と執行可能性を失い、国家によって保護される実現可能性を喪失すること等を考慮すれば、本件申出にかかる除票の写しの交付の必要性を認めることはできない。

(4) 審査請求人は、本件確定判決にもとづく債権（準消費貸借契約にもとづく貸金返還請求権）を有する旨の主張をしていると思われるが、本件対象者の破産管財人弁護士作成の免責に関する意見書および本件決定においても、「悪質な不法行為」が認定された形跡は見当たらず、本件審査請求の手続においても、具体的にどのような不法行為を意味するのか、その内容は明らかにされていない。

(5) 仮に、審査請求人が、「本件確定判決にもとづく債権とは別に、不法行為にもとづく損害賠償請求権をも有しており、この損害賠償請求権は破産法第２５３条第１項第２号所定の非免責債権に該当する」旨の主張をしていると解したとしても、関係各証拠一切によっても、故意を超えた積極的な害意（他人を害する積極的な意欲）があることをうかがわせるに足りる事情は見当たらない。かえって、本件対象者の破産管財人は、本件対象者が、審査請求人から金銭をだまし取ったり嘘をついて買入れをしたとまでの事実も認められないと思料されるとし、本件決定においても、同様の判断が示されていることからすると、審査請求人が本件対象者に対して破産法第２５３条第１項第２号所定の損害賠償請求権を有していると判断することはできない。また、仮に、審査請求人が、本件債権が破産法第２５３条第１項第２号所定の非免

責債権に該当する旨の主張をしていると解したとしても、本件確定判決に示された債権は、準消費貸借契約にもとづく貸金返還請求権であって、いかなる意味においても不法行為にもとづく損害賠償請求権ではない。また、本件債権は、破産法第２５３条第１項各号のいずれにも該当せず、「本件確定判決に表示された債権とは別に、本件対象者が本件破産手続に関してした不法行為にもとづく損害賠償請求権を有している」旨の主張をしていると解したとしても、関係各証拠一切によっても、審査請求人がこのような損害賠償請求権を有していることを伺わせるに足りる事情は見当たらない。

(6) 審査請求人は、本件処分は不公平であるから、裁量権を逸脱濫用するものであって、違法不当である旨主張しているものと解されるが、公平とは、他の事案とのかたよりがないことをいうのであり、処分庁において、免責許可決定の効力を受けることが判明している債権の存在を理由として第三者に住民票等を交付した事案はないから、かかる主張は理由がない。

(7) 執行取消文書等については、本件処分は本件申出に対するものであり、民執法にもとづく強制執行ではないから、審査請求人の主張は失当である。債務名義、免責許可決定または執行取消文書等は、住基法上の要件を判断する際の資料に過ぎず、「債務名義がある場合には執行取消文書等が提出されない限り常に住基法上の要件を充足するとの判断をしなければならない。」というものではない。

(8) 本件対象者の破産管財人弁護士作成の免責に関する意見書は、免責許可手続における免責の許否に関するものであり、本件決定は免責許可決定に対する即時抗告に対するものである。これらの手続における直接の審判対象が「本件対象者の免責が許可されるべきかどうか。」であり、「審査請求人が本件対象者に対して非免責債権を有しているかどうか。」でないことはいうまでもない。審査請求人は、処分庁がこの点を誤解して事実誤認をしている旨の主張をしているが、前提を欠き失当である。

理　　　由

1　住基法の規定等について

(1) 住基法第１５条の４第３項柱書および同項第１号においては、自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者から、除票の写しで除票基礎証明事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写しを交付することができると規定している。

(2) 「個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について」(平成１７年２月２４日付け総行市第１９２号）では、住民票の写し交付の申出があった場合には、交付請求書の記載や資料などから、「自己の権利を行使し、または自己の義務を履行する者」であるかどうかおよび当該申出が相当であるかを厳格に審査した上で交付の可否を判断する必要があるとされている。

2　破産法の規定について

(1) 破産法第２５３条第１項では、免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れるとされている。

(2) 一方で、強制執行手続については、免責許可決定の確定がただちにその開始を妨げる事由にはならず、請求異議訴訟の中で、免責許可決定が確定した破産債権が非免責債権（破産法第２５３条第１項各号）に該当するか否かが審理されることになることから、免責許可決定が確定した債権を有する者も「自己の権利を行使」する者に該当するとも考えられる。しかしながら、免責許可決定が確定した債権は、訴えをもって履行を請求しその強制的実現を図ることはできないとされている（最判平成９年２月２５日集民１８１号５０９頁)。また、破産法は、第１条において、同法の目的として、「債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ること」を掲げている。

3　本件における住民票の除票の写しにかかる交付の必要性について

(1) 本件についてみると、①本件申出にかかる交付請求書の利用の目的には「強制執行の目的で裁判所へ提出するため」と記載され、本件債権が非免責債権に該当するとの記載はなかったこと、また本件債権が非免責債権に該当することが明らかであると判断できる証拠等は提出されていないこと、②処分庁は、本件申出の前に本件債権について本

件免責許可決定が確定しており、その事実を、本件申出の際に了知していたこと、③本件申出時に提出された資料である本件確定判決に表示された債権は、準消費貸借契約にもとづく貸金返還請求権であり、本件破産手続における本件対象者の破産管財人弁護士の意見書および本件決定においても、当該債権が「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」(破産法第２５３条第１項第２号）に該当しうると判断されている形跡はなかったことが認められる。

(2) 本件処分における違法性および不当性は、不交付決定が住基法の定める手続にのっとって行われたかどうかにより判断すべきである。処分庁は、本件申出について、把握していた上記(1)に述べた事情にもとづき、厳格に審査した上で交付の可否を判断する必要があり、破産法の目的や免責債権の性質から、審査請求人が住基法第１５条の４第３項第１号に規定する「自己の権利を行使するために除票の記載事項を確認する必要がある者」と認めることはできないとした判断が不合理であったとは言えない。

(3) 審査請求人は、住基法第１５条の４第３項第１号に規定する者に該当しないことから、審査請求人に対して住民票の除票の写しを交付することはできないとした処分庁の判断に裁量権の範囲の逸脱または濫用はなく、違法または不当な点は認められない。

(4) 審査請求人は、本件処分が住民基本台帳事務における支援措置がなされていることによるものであると主張しているように見受けられる。しかしながら、当該支援措置は、本件対象者からの支援の終了を求める旨の申出により、終了しているため、この主張には理由がない。

4　本件処分について

処分庁が、住基法第１５条の４第３項第１号に規定する「自己の権利を行使するために除票の記載事項を確認する必要がある者」に該当しないとして行った本件処分には、違法または不当な点がないと認められる。

5　上記以外の違法性または不当性についての検討

そのほか、本件処分の内容および手続に違法または不当な点は認められない。

6　結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平

成２６年律第６８号）第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和６年４月１６日

審査庁　青梅市長　大勢待　利　明

（教示）

1　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2　上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。